

高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月
高崎市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 2 |
| 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 2 |
| 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | 2 |
| 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点 | 3 |
| (1) 基本的人権の尊重 | 3 |
| (2) 危機管理としての特措法の性格 | 4 |
| (3) 関係機関相互の連携協力の確保 | 4 |
| (4) 記録の作成・保存 | 4 |
| 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 | 4 |
| (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定 | 4 |
| (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響 | 5 |
| 5 対策推進のための役割分担 | 5 |
| (1) 国の役割 | 5 |
| (2) 群馬県の役割 | 6 |
| (3) 本市の役割 | 6 |
| (4) 医療機関の役割 | 6 |
| (5) 指定（地方）公共機関の役割 | 6 |
| (6) 登録事業者の役割 | 6 |
| (7) 一般の事業者の役割 | 7 |
| (8) 市民の役割 | 7 |
| 6 本行動計画の主要7項目 | 7 |
| (1) 実施体制 | 7 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 8 |
| (3) 情報提供・共有 | 8 |
| (4) まん延防止に関する措置 | 9 |
| (5) 予防接種 | 10 |
| (6) 医療 | 11 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 12 |
| 7 発生段階 | 13 |
| (1) 発生段階 | 13 |
| (2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言 | 14 |
| 第2章 各段階における対策 | 15 |
| 1 未発生期 | 17 |
| 2 海外発生期 | 20 |
| 3 市内未発生期・市内発生早期 | 23 |
| 4 市内感染期 | 26 |
| 5 小康期 | 29 |

| | |
|--|----|
| 緊急事態宣言後の市の具体的対策..... | 31 |
| 高崎市の発生段階別の対策（大要）..... | 32 |
| 用語解説 | 33 |

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは抗原性の異なるウイルスの出現により、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的に大流行（パンデミック）するといわれており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されている。しかし、新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本への侵入も避けられないと考えられる。万一病原性が高くまん延のおそれのある場合、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、こうした病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとして、平成 25 年 4 月に施行された。

2 市行動計画の策定

特措法の施行に伴い、国は平成 25 年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を、群馬県は平成 25 年 12 月に群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関¹が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においても特措法第 8 条に基づき、高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見により、また、新型インフルエンザ等に関する対策についても検証等を通じ、適時適切に変更を行う。

3 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きなもの

¹ 特措法第 2 条第 6 項

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等への対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

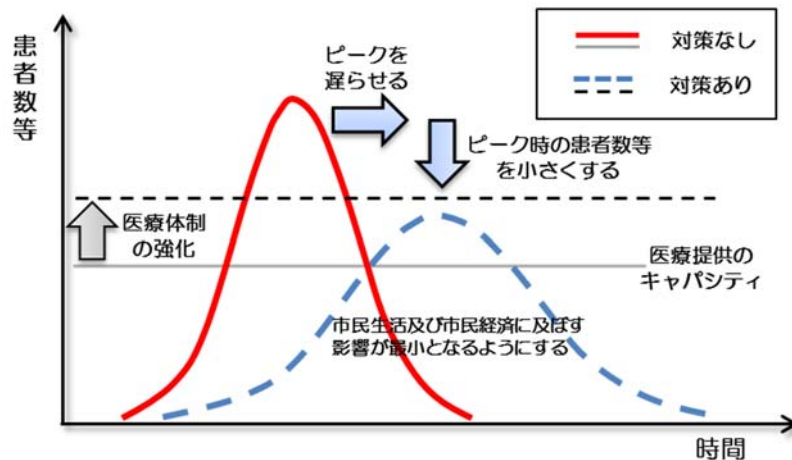
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、病原性の高い場合での対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市では、国の示す基本的対処方針を原則として、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、市行動計画の策定、実施体制の構築、人材育成、訓練、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

- 国内の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては不要不急の外出の自粛要請等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携し医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、国・県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療体制以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を総合的に行うことが必要とされる。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討する。さらに事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、市は次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛要請、興行場等の使用制限等により市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、この対策実施に法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

高崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）²は、政府対策本部、県対策本部³と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じて、政府対策本部長、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど⁴、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を上回る事態も、下回る事態もあり得るということ念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、人の免疫の状態、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、発病率が全人口の25%とする政府行動計画を参考として健康被害を想定した。

| | | 全国 | 高崎市 |
|----------|-----|----------------------------|-----------------------------|
| 医療機関受診者数 | | 約 1,300 万人 ～2,500 万人 | 約 38,000 人 ～73,000 人 |
| 入院患者数 | 中等度 | 約 53 万人 (1日最大 10.1 万人) | 約 1,600 人 (1日最大 300 人) |
| | 重度 | 約 200 万人 (1日最大 39.9 万人) | 約 6,000 人 (1日最大 1,200 人) |
| 死亡者数 | 中等度 | 約 17 万人 | 約 500 人 |
| | 重度 | 約 64 万人 | 約 1,900 人 |

※これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等によ

² 特措法第 34 条

³ 特措法第 15 条、第 22 条

⁴ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成 21 年（2009 年）WHO ガイダンス文書

る介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新知見の収集に努め、必要に応じて見直すこととなる。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、併せて特措法の対象となった。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、今までの知見に基づく飛沫感染・接触感染への対策を基本とするが、空気感染も念頭に置く必要がある。

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）⁵に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度⁶と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、市民がそれぞれ重要な役割を担っている。

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。⁷

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める⁸とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

⁵ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

⁶ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1%（推定）

⁷ 特措法第 3 条第 1 項

⁸ 特措法第 3 条第 2 項

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 群馬県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止など、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。⁹

(3) 本市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められるため、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所を設置しており、地域医療体制の確保や感染症法におけるまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、地域における医療体制の確保等に関して県と協議を行い、発生前から連携を図っておく。¹⁰

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、当該患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。¹¹

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の業務継続などの準備を積極的に行うこ

⁹ 特措法第 3 条第 4 項

¹⁰ 平時においては、以下のような方策を講じることが必要である。

- 都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第 7 条第 3 項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
- 県内の保健所設置市等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること。（特措法第 12 条第 1 項）

¹¹ 特措法第 3 条第 5 項

とが重要であり、発生時にはその活動を継続するよう努める。¹²

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。¹³

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用¹⁴・咳エチケット・手洗い・うがい¹⁵・口腔ケア等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。¹⁶

6 本行動計画の主要7項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) まん延防止に関する措置¹⁷」、「(5) 予防接種」、「(6) 医療」、「(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の7項目に分けて記載する。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

ア 市対策本部

新型インフルエンザ等が発生する前においては、適宜会議等を開催し、事前準備の進捗状況を確認し、庁内各部署における認識の共有を図るとともに、各部署間の連携を確保しながら庁内一体となった取り組みを推進するとともに、「高崎市業務継続計画」に基づき、新型インフルエンザ

¹² 特措法第4条第3項

¹³ 特措法第4条第1項及び第2項

¹⁴ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁵ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁶ 特措法第4条第1項

¹⁷ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

等の発生時において重要業務を継続する体制を検討する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言¹⁸が本市に係る場合は、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置するが、この際には、国、県等との連携を密にし、一体となった取り組みを行うものとする。

なお、本市にあつては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言前であっても、国内等の状況により任意に市対策本部を設置し、対策にあたるものとする。(法令外)

《市対策本部の構成》

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長
- ・本部長：教育長、上下水道事業管理者、全部（局、支所）長、会計管理者、保健所長

イ 医療体制

新型インフルエンザ等発生時の医療体制に係る具体的事項を協議し、本市において医療体制を整備するため、保健所長を議長とし、医師会、薬剤師会、医療機関、消防局等で構成する医療対策会議を設置する。

ウ 関係機関との連携体制

県や他市町村との連携を図るため、群馬県新型インフルエンザ等現地対策本部や県が主催する新型インフルエンザ等対策に係る会議等に参加する。また、要援護者への支援、患者搬送、火葬などの社会体制の維持や医療体制等について協議し、市の体制整備を推進する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、判断につなげる。さらに、サーベイランスの結果を、個人情報保護に十分配慮した上で、市民や関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつける。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国、県等と連携し、本市のサーベイランス体制を構築する。

また、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用し、地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民への情報提供にあつては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供を、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、防災無線、安心ほっとメ

¹⁸ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を国が公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

ール等多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

ウ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるため、説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(ア) 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に学校は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、児童、生徒等に対して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

(イ) 発生時における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国・県・市内の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮しつつ、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。また、市民からの一般的な個別相談については、コールセンター(新型インフルエンザ等電話相談)を開設し、対応する。

(4) まん延防止に関する措置

ア 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策について、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置・対応を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、群馬県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請を行うことから、これに協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、

職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化するよう周知する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、群馬県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うことから、これに協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチン開発が困難であることも想定されるため、この項目では新型インフルエンザに限り記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種は、国が主体となり、各事業主において実施する。

《特定接種の対象となり得る者》

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者、国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から食料製造・小売事業者などが該当する。

特定接種の実施に当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、それ以外の事業者の順とすることを基本としているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などにより政府対策本部が接種順位を決定する。

(イ) 特定接種の接種体制

上記（ア）中①及び②については、国を実施主体として各事業主が、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種とは

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の

枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされ、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が接種順位を決定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）③ 成人・若年者④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者） |
|---|

（イ）住民接種の接種体制

住民接種については、原則として集団的接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

エ 医療関係者に対する要請

国及び県は予防接種を行うため、必要があると認める時は、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。¹⁹

（6）医療

ア 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、さらには国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、このことは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要とされる。

また、医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

イ 発生前における医療体制の整備

医師会、薬剤師会、中核的医療機関などの医療機関、消防等の関係者からなる医療対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関を選定し設置の準備を行うこと、さらに「帰国者・接触者相談センター」の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

（ア）発生早期の医療体制

¹⁹ 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供が患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関（独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター）等に入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内の発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や、国内患者と濃厚に接触した人の診療のために、市内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは帰国者・接触者外来を確保し、診療体制を構築するが、新型インフルエンザ等の患者が帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

また、医療従事者対策としては、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、さらに十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう周知を図る。

(イ) 感染拡大時の医療体制

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を有する診療機関から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）でも診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は外来治療・在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

県知事は、新型インフルエンザ等患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等をする。²⁰

また、県は、国と連携し、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。²¹さらに、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。²²

市は、県がこれらの要請を行った場合、医師会等を通じ、関係機関に周知を行う等必要な協力をする。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限におさえる

²⁰ 特措法第31条第1項

²¹ 特措法第62条第2項

²² 特措法第63条第1項

よう、市は特措法に基づき国や県と連携し、事前に十分な準備を行う。また一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

(1) 発生段階

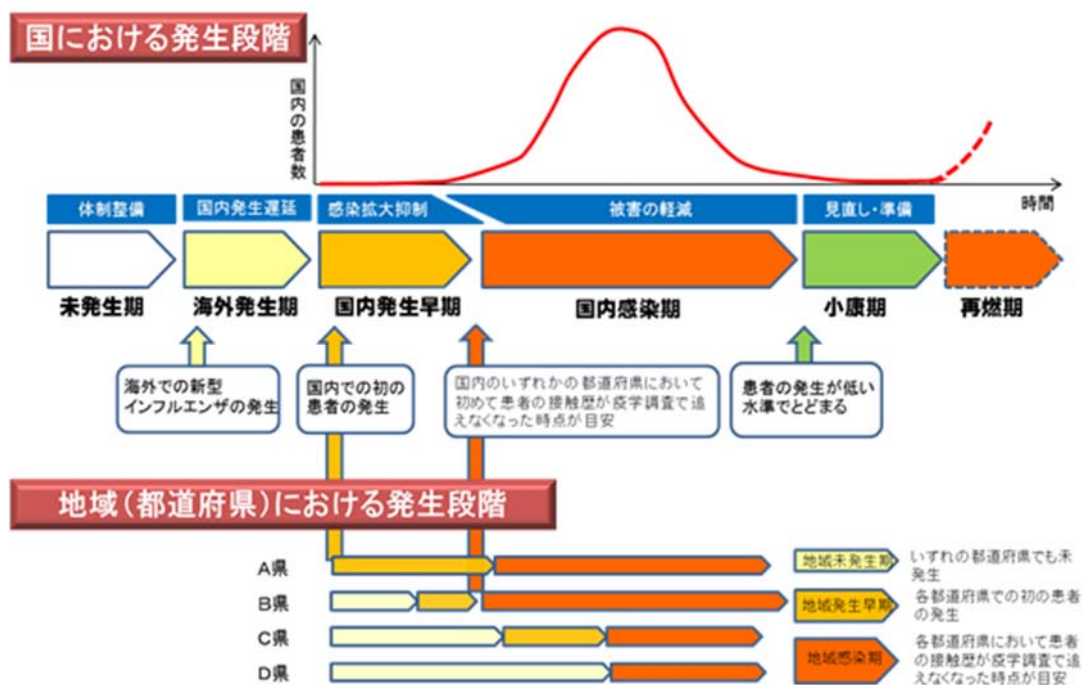
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類されていることから、本市においても、市内の発生段階を、未発生期、海外発生期、市内未発生期・市内発生早期、市内感染期、小康期と発生段階を分類して対策を整理した。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズ引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するが、地域での発生状況は様々であり、特に地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、その状況に応じ、市対策本部が市域における発生段階を決定し、本行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

<発生段階のイメージ>



政府行動計画における発生段階の分類

| 発生段階 | 予想される状況 |
|------|---|
| 未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況 |

| | |
|--------|---|
| 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況 |
| 国内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 |
| 国内感染期 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） |
| 小康期 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況 |

（２）新型インフルエンザ等緊急事態宣言

新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。²³緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・厚生労働省（国立感染症研究所及び検疫所を含む。）は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
- ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
- ・政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
- ・あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定し、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

²³ 病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられない。

第2章 各段階における対策

(1) 本行動計画における発生段階

本行動計画における発生段階は、以下のとおり。

| 発生段階 | 予想される状況 |
|-----------------|--|
| 1 未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況 |
| 2 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況 |
| 3 市内未発生期・市内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では新型インフルエンザ等の患者が発生していないか、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査で追うことができる状態 |
| 4 市内感染期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） |
| 5 小康期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況 |

なお、市における発生段階の判断は、国の発生段階等を考慮の上、市対策本部が決定し、それぞれの段階に応じた対策を行う。

(2) 新型インフルエンザ等対策に係る各部局の主な役割

| 部局等 | 主な役割 |
|-------|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部で決定した施策の実行に関する事 ・ 所管業務の継続計画に関する事 ・ 所管施設の休業及び関係するイベントの自粛等に関する事 ・ 関係機関との連絡、協議に関する事 ・ 関係団体、関係機関に対して発生国等への渡航を避けるよう要請する事 ・ 所属職員の感染予防に関する事 |
| 保健医療部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の開設、運営等に関する事 ・ 市議会との連絡に関する事 ・ 他の部局との連絡調整に関する事 ・ 市民相談に関する事 ・ 情報収集に関する事 ・ 疫学調査に関する事 ・ 医療体制の整備に関する事 ・ 感染拡大防止に関する事 ・ 予防接種に関する事 ・ 抗インフルエンザウイルス薬、パンデミックワクチン等の医薬品及び個人防護具の確保及び適正使用に関する事 |

| 部局等 | 主な役割 |
|-----------|--|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の総合調整に関する事 ・市業務の継続に関する事 ・職員の感染予防に関する事 ・市民への情報提供（広報、報道機関対応を含む）に関する事 ・市民への啓発に関する事 ・ホームページの運営に関する事 ・市内在住外国人への情報提供に関する事 ・ライフライン事業者（ガス、電気、情報通信等）との連絡調整に関する事 ・民間主催の各種行事（コンサート等）の自粛要請に関する事 |
| 財務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算に関する事 ・自動車及び燃料等の確保に関する事 ・物品の調達に関する事 |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容安置及び埋火葬に関する事 ・公共交通機関の確保に関する事 ・新型インフルエンザ等患者及び疑似症患者の人権確保に関する事 ・市民の生活支援に関する事 |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者）における感染予防に関する事 ・要援護者の生活支援に関する事 |
| 環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の管理・適正処理に関する事 |
| 商工 観光部 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資確保のための協力要請に関する事 ・食品の流通指導に関する事 ・物流機能維持のための連絡調整に関する事 ・商工事業者の相談に対応し、必要に応じた支援を行う事 ・企業の事業活動の継続及び自粛に関する事 ・新型インフルエンザ等患者、疑似症患者及びその家族に係る不当労働解雇に関する事 |
| 農政部 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜等のインフルエンザサーベイランスに関する事 ・農畜産物及び家畜の流通指導に関する事 |
| 水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の確保に関する事 |
| 下水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の確保に関する事 |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等）及び私立幼稚園における感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・公立学校及び私立幼稚園における新型インフルエンザ等発症者および疑似症患者に対する人権確保に関する事 |

1 未発生期

《対策の目標》

- ・発生に備えて体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

①市行動計画の作成

- ・特措法の規定に基づき、発生前から、有識者等の意見を聴きながら市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。【保健医療部】

②訓練等

- ・机上訓練等により、市対策本部の情報発信、整理等の訓練を行う。【保健医療部】
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県と連携し、平時から情報交換、連携体制の確認や訓練等を実施する。²⁴【保健医療部】

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。【保健医療部】
- ・新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるように、職員研修などにより、国・県との連携体制整備を図る。【保健医療部】
- ・季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する疫学、臨床、基礎研究等に関する科学的知見の集積を図る。【保健医療部】

②通常サーベイランス

- ・人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（15 機関）において患者発生の動向を調査し、地域的な流行状況について把握する。また定点届出機関（1 機関）において、ウイルスの性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。【保健医療部】
- ・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【保健医療部】
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。【保健医療部、教育委員会、福祉部】

(3) 情報提供・共有

①継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。²⁵【総務部、保健医療部】
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。【保健医療部】
- ・ホームページ等に新型インフルエンザ等に関するウェブサイトを設置する。また、緊急情報を発信できるようにする。【総務部、保健医療部】

²⁴ 特措法第 12 条

²⁵ 特措法第 13 条

②体制整備

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、SNS や安心ほっとメールを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。【保健医療部】
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。また、常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に生かす体制を構築する。【総務部】
- ・ 国、県や関係機関等とメールや電話を利用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。また、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供のあり方を検討する。【保健医療部】

(4) まん延防止に関する措置

①感染対策の実施

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受け、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。【保健医療部】
- ・ 地域対策、職場対策については、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。【保健医療部】

(5) 予防接種

①特定接種の準備

- ・ 登録事業者（特定接種対象者）の登録について事業者への周知や事業者の登録申請の受付等について、国に協力する。【保健医療部】
- ・ 国の要請に基づき、また、国の「予防接種ガイドライン」や「登録実施要領」に則り、特定接種の対象となり得る者に対し集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、その体制構築を図る。【保健医療部】

②住民接種の準備

- ・ 国及び県の協力を得て、住民基本台帳に登録のある市民に対し、集団接種を原則として、速やかにワクチンを接種できるための体制構築を図る。また、長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児その他の市が認める者も接種対象とする。【保健医療部】
- ・ 円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住地以外の市町村での接種を可能にするよう努める。【保健医療部】
- ・ 速やかな接種実施のため、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国が示す接種体制の具体的なモデルに基づき計画する。【保健医療部】

③情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を行い、市民の理解促進を図る。【保健医療部】

(6) 医療

①医療体制の整備

- ・ 医師会、薬剤師会、中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター等）、消防等の関係者からなる医療対策会議を設置するなど地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の

実情に応じた医療体制の整備を推進する。【保健医療部】

- ・帰国者・接触者相談センター設置及び帰国者・接触者外来の確保準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。【保健医療部】
- ②市内感染期に備えた医療の確保
 - ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。【保健医療部】
 - ・実情に応じ、感染症指定医療機関（独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。【保健医療部】
 - ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。【保健医療部】
 - ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等²⁶で医療を提供することについて検討する。【保健医療部】
 - ・地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。【保健医療部】
 - ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【福祉部】
 - ・新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関へ、その他の疾患の入院患者の受け入れ等、新型インフルエンザ等患者の診察を行う医療機関への支援を行うよう要請する。【保健医療部】
 - ・医療機関に対し、地域医療機関相互が連携する患者対応マニュアルの作成等、新型インフルエンザ等発生に備えた準備を要請する。【保健医療部】

③医療資器材の整備

- ・必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、医療機関に対して、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。【保健医療部、消防局】

④患者の移送体制の確立

- ・消防局等関係機関と協議し、入院を要する新型インフルエンザ等患者や新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を検討する。【保健医療部、消防局】

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

①要援護者対策

- ・市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）、死亡時の対応について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。【福祉部】

②火葬能力等の把握

- ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【市民部】

③物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄する。²⁷【保健医療部】

²⁶ 特措法第48条 ※同条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

²⁷ 特措法第10条

2 海外発生期

《対策の目標》

- ・市内発生に備えての体制の整備を行う。
- ・市内発生の早期発見に努める。

《対策の考え方》

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・国内の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行うとともに、必要に応じて市対策本部を任意で設置する。
- ・市内発生を早期に発見できるよう、サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備など市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

①市対策本部の設置

- ・情報収集の結果などにより担当者会議等を開催し、必要に応じて市対策本部を設置する。(国、県においては法令設置)【保健医療部】

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。【保健医療部】

②サーベイランスの強化等

- ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健医療部】
- ・市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握²⁸を開始し、必要に応じて積極的疫学調査等を実施する。【保健医療部】
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健医療部、教育委員会、福祉部】

(3) 情報提供・共有

①体制整備

- ・他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的問合せに対応できるコールセンターを設置する。【保健医療部】
- ・医師会との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口を設置する。【保健医療部】

②情報提供

- ・新型インフルエンザ等の発生状況や感染防止対策など、市民等への情報提供を行う。【保健医療部】
- ・国が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を医療関係者に対し提供する。【保健医療部】

③情報共有

- ・国、県、関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【保健医療部】

(4) まん延防止に関する措置

①感染対策の実施

28 感染症法第12条

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策を
実践するよう促す。【保健医療部】

②市内でのまん延防止対策の準備

- ・感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者に濃厚に接触した同居者等への対応
（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【保健医療部】
- ・検疫所から提供される入国者等に関する情報に基づき、適切に対応する。【保健医療部】

（５）予防接種

①特定接種の実施

- ・国が決定した特定接種の内容について、登録事業者及び関係機関に情報提供を行う。【保健医療部】
- ・国・県と連携し、市職員のうち対象となる職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人
の同意を得て特定接種を行う。【保健医療部】

②住民接種の準備

- ・全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、住民接種の準備を進める。
【保健医療部】

（６）医療

①医療体制の整備

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に
り患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において
診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を確保し具体的な対応を行う。なお、帰国者・接触者
外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断
した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。【保健医療部】
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるた
め、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。【保健医療部】
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は
疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健医療部】
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生環境研究所に送付し、亜型
等の同定検査を依頼する。【保健医療部】

②帰国者・接触者相談センターの設置

- ・帰国者・接触者相談センターを設置する。【保健医療部】
- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを
通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう案内する。【保健医療部】

③感染症指定医療機関等への入院

- ・新型インフルエンザ患者等に対し、感染症法に基づき適切に入院勧告²⁹を行う。【保健医療部】
- ・必要に応じて、感染症指定医療機関への移送を行う³⁰。【保健医療部】

④抗インフルエンザウイルス薬の使用等

- ・国・県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居
者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防
投与を行うよう要請する。【保健医療部】

（７）市民生活及び市民経済の安定の確保

①要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力

²⁹ 感染症法第 26 条において準用する第 19 条又は 46 条

³⁰ 感染症法第 21 条

者へ連絡する。【福祉部】

②遺体の火葬・安置

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態がおこった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。【市民部】

3 市内未発生期・市内発生早期

《対策の目標》

- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。緊急事態宣言が発せられた際は市対策本部を設置し、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

| |
|--|
| <p>(1) 実施体制</p> <p>①市対策本部の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止に向けて、市対策本部専門部会を開催するなど体制を強化し、今後の対策等具体的な取り組みを検討し、実施する。【保健医療部】 |
| <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>①情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ県と連携して、市内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集する。【保健医療部】 <p>②サーベイランスの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続・強化する。【保健医療部】 ・医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）及び入院患者の届け出を求め、全数把握した症例について、積極的疫学調査等を実施する。【保健医療部】 ・海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。【保健医療部、教育委員会、福祉部】 |
| <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等の体制の充実・強化を図る。【保健医療部】 <p>②情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での新型インフルエンザ等の発生状況や感染防止対策など、市民への積極的な情報提供を行う。【保健医療部】 ・国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内発生状況等について、医療機関へ情報提供する。【保健医療部】 |
| <p>(4) まん延防止に関する措置</p> <p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア・人混みを避けること・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感 |

感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【保健医療部、福祉部、商工観光部】

- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業³¹（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【教育委員会、保健医療部、福祉部】
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。【市民部】
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【保健医療部、福祉部】

②市内でのまん延防止対策

- ・国・県と連携し、市内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者に濃厚に接触した同居者等への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。【保健医療部】

（５）予防接種

①住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に基づき住民接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。【保健医療部】
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センターなど公的な施設を活用する地域集団接種、学校等既に形成されている集団を活用する施設集団接種等で、医療機関に委託すること等により、市内に居住する者等を対象に原則的には集団的接種を行う。【保健医療部】

（６）医療

①医療体制の整備

- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。また、患者等が増加してきた段階では、必要に応じ、又は国からの要請に基づき帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。【保健医療部】

②患者への対応

- ・国、県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り継続する。【保健医療部】
- ・国、県と連携し、公衆衛生上必要と判断した場合、県衛生環境研究所に新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を依頼する。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階ではPCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。【保健医療部】
- ・国、県と連携し、医療機関の協力を得ながら、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健医療部】

③抗インフルエンザウイルス薬の使用等

³¹ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

- ・市内感染期に備え、引き続き国・県と連携し、各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健医療部】

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

①要援護者対策

- ・食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配付等を行う。【福祉部】
- ・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への受診援助）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【福祉部】

②遺体の火葬・安置

- ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うなど、円滑な火葬が実施できるよう努める。【市民部】

③水の安定供給

- ・水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。【水道局】

④生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ調査・監視をするとともに、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【商工観光部、農政部】
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口業務の充実を図る。【市民部】

4 市内感染期

《対策の目標》

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

《対策の考え方》

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断に準じ実施する。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

①市対策本部の体制維持

- ・引き続き市対策本部専門部会を開催するなど体制の強化を図る。【保健医療部】

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・必要に応じ県と連携して、市内発生状況等について情報を収集する。【保健医療部】

②サーベイランスの実施

- ・患者数が増加した段階で、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、重症患者及び死亡者に限定して情報を収集する。【保健医療部】
- ・学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。【保健医療部、教育委員会、福祉部】

(3) 情報提供・共有

①体制維持

- ・コールセンター等の体制を維持する。【保健医療部】

②情報提供

- ・市内での新型インフルエンザ等の発生状況や感染防止対策など、市民への積極的な情報提供を行う。【保健医療部】
- ・国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内発生状況等について、医療機関へ情報提供する。【保健医療部】

(4) まん延防止に関する措置

①感染対策の実施

- ・引き続き、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア・人混みを避けること・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。【保健医療部、福祉部、商工観光部】

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。【市民部】 <p>②市内でのまん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県と連携し、医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患者と濃厚に接触した者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保健医療部】 患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛、健康観察）は中止する。【保健医療部】 |
| <p>（５）予防接種</p> |
| <p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民接種を継続する。【保健医療部】 |
| <p>（６）医療</p> |
| <p>①医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関における受け入れを除き、原則として、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。【保健医療部】 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては、外来治療・在宅療養を原則とするよう、関係機関に周知する。【保健医療部】 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。【保健医療部】 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【保健医療部】 引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健医療部】 必要に応じ国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。【保健医療部】 |
| <p>（７）市民生活及び市民経済の安定の確保</p> |
| <p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配付等を行う。【福祉部】 引き続き、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への受診援助）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【福祉部】 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うなど、円滑な火葬が実施できるよう努める。【市民部】 <p>③水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。【水道局】 <p>④生活関連物資等の価格の安定等</p> |

- ・引き続き、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ調査・監視をするとともに、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。【商工観光部、農政部】
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口業務の充実を図る。【市民部】

5 小康期

《対策の目標》

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

《対策の考え方》

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 対処方針の変更

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、市対策本部、専門部会等を開催し、第二波に備え必要な対策・措置や具体的な取り組みを検討する。【保健医療部】

② 対策の評価・見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画等を見直す。【保健医療部】

③ 市対策本部の廃止

- ・政府対策本部が廃止されたとき又は緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止する。³²【保健医療部】

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、国等を通じて必要な情報を収集する。【保健医療部】

② サーベイランスの実施

- ・インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健医療部】
- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。【保健医療部、教育委員会、福祉部】

(3) 情報提供・共有

① 体制の縮小

- ・コールセンター等の体制を縮小する。【保健医療部】

② 情報提供

- ・引き続き市民に対し、利用可能な媒体・機関等を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。【保健医療部】
- ・市民からコールセンターに寄せられた問い合わせや関係機関から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し見直しを行う。【保健医療部】

③ 情報共有

- ・第二波に備えて、県や関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。【保健医療部】

(4) まん延防止に関する措置

① 感染対策の実施

- ・第二波に備えて、引き続きマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。【保健医療部】

³² 特措法第37条において準用する第25条

| |
|---|
| (5) 予防接種 |
| <p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備え、住民接種を継続する。【保健医療部】 |
| (6) 医療 |
| <p>①医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。【保健医療部】 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 |
| <p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国、県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への受診援助）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【福祉部】 <p>②新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【保健医療部】 <p>③生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【商工観光部、農政部】 |

緊急事態宣言後の市の具体的対策

(1) 実施体制

- ①速やかに市対策本部を設置する³³。(任意設置されている場合を除く)【保健医療部】
- ②緊急事態が宣言された旨の発表をする。【保健医療部】
- ③必要に応じ、市対策本部、専門部会等を開催し、今後の対策・措置や具体的な取り組みを行う。
【保健医療部】
- ④新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方自治体による代行、応援等の措置の活用を行う³⁴。【保健医療部】

(2) 予防接種（住民接種）

住民接種（特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種）を実施する。【保健医療部】

(3) 医療

国、県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等³⁵のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設³⁶において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【保健医療部】

(4) 市民生活及び市民経済の安定の確保

①水の安定供給³⁷

新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。【水道局】

②生活関連物資等の価格の安定等³⁸

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【商工観光部、農政部】
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口業務の充実を図る。【市民部】

③要援護者対策

高齢者、障害者等の要援護者への必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）、死亡時の対応等を行う。【福祉部】

33 特措法第36条

34 特措法第38条

35 医療法施行規則第10条

36 特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。）

37 特措法第52条

38 特措法第59条

高崎市の発生段階別の対策 (大要)

| | 未発生期 | 海外発生期 | 市内未発生期 市内発生早期 | 市内感染期 | 小康期 |
|-----------------------------|------|-------|------------------|-------|-----|
| (1) 実施体制 | | | | | |
| 市対策本部 | | | | | |
| (2) サーベイランス・情報収集 | | | | | |
| 通常サーベイランス | | | | | |
| サーベイランス強化 | | | | | |
| 積極的疫学調査 | | | | | |
| (3) 情報提供・共有 | | | | | |
| コールセンター | | | | | |
| 医療機関相談窓口 | | | | | |
| (4) まん延防止に関する措置 | | | | | |
| 基本的感染対策 | | | | | |
| 外出自粛要請 | | | | | |
| 入院勧告 | | | | | |
| (5) 予防接種 | | | | | |
| 特定接種 | | | | | |
| 住民接種 | | | | | |
| 広域協力体制 | | | | | |
| (6) 医療 | | | | | |
| 医療対策会議 | | | | | |
| 帰国者・接触者外来 | | | | | |
| 帰国者・接触者相談センター | | | | | |
| 抗インフルエンザウイルス薬予防投与 | | | | | |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | | | | | |
| 要援護者対策 | | | | | |
| 生活関連物資等対策 | | | | | |
| 火葬・遺体安置対策 | | | | | |

※各対策の実施時期については、あくまで目安であり、流動的なものである。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

| | |
|--------------|--|
| 特定感染症指定医療機関 | 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院 |
| 第一種感染症指定医療機関 | 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 |
| 第二種感染症指定医療機関 | 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 |
| 結核指定医療機関 | 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局 |

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定行政機関

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○指定公共機関

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条に規定する公共的機関及び公益的事業を営む法人。

○指定公共機関制度

新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第6項及び同条第7項の規定により定められている指定公共機関、指定地方公共機関。

○指定地方公共機関

指定公共機関以外の公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するもの。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○同定検査

どのような種類のウイルスであるのかを決める検査をいう。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエ

ンザウイルスを用いて製造)。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。